

吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業（新規）

1 趣 旨

京都議定書においては、1990年以降の適切な森林施業が行われている森林がカウント対象になるため、3.9%の森林吸収量を確保するためには、国内の森林、特に森林面積の6割を占める私有林において適切な森林施業を確保することが非常に重要である。

しかしながら、林業経営の採算性の低下等を背景に森林所有者の施業意欲が減退していること等から、手入れ不足の森林が見られるようになっている。これにより、現状の森林整備の水準では、目標の3.9%に対して、2.6%程度しか吸収量が確保できないとの見通しとなり、目標を確保するには、適切な森林整備を推進するための個々の森林所有者等の森林整備の重要性に対する理解や林業技術の向上等の働きかけが不可欠となっている。

このため、森林施業技術について、採算性に配慮しつつ地域の条件、特性に応じた実用的な技術として普及・定着を図る活動に自主的に取り組むことなどにより、地域の林業経営に高い影響力を有している林業研究グループや指導林家等を活用し、他の森林所有者への施業実施の働きかけ等の活動を行うことを支援することとし、もって森林吸収源対策の推進に貢献することとする。

2 事業内容

(1) 施業意欲が低下している森林所有者森林の整備推進のための支援

地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ（全国約1,700グループ）や指導林家をはじめとする普及指導協力員等が行う施業意欲が低下している森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等への支援

(2) 林業後継者育成・確保へ向けた支援

林業関係学科高校生のインターンシップや林業体験学習等を通じた林業生産活動が低迷している森林所有者及びその後継者等に対する森林施業の推進の関する普及・啓発活動の支援

3 交付先	全国林業研究グループ連絡協議会
4 事業実施主体	全国林業研究グループ連絡協議会及び都道府県林業改良普及協会、都道府県林業研究グループ協議会、林業者で組織する団体
5 補助率	定 額
6 事業実施期間	平成18年度～22年度
7 平成18年度概算決定額	150,000千円（ 0千円 ）

（林野庁研究・保全課）